

「2010 年度診療報酬改定について」 画像診断に関連する主な改定ポイントを中心に

バイエル薬品株式会社 診断薬事業部
学術企画 学術情報（東海担当）樽見 忠重

2010 年度診療報酬改定の改定率は、全体（ネット）で+0.19%，診療報酬本体が+1.55%となった。
全体の改定率がプラスになったのは 10 年ぶりであり，前回改定時よりも変化の大きい改定であったと言える。
画像診断領域においても，いくつかの項目が見直され新規技術が保険適用となった。以下に概要を列挙する。

- 画像診断の評価の見直し
 - ◇ CT/MRI 撮影料の見直し
 - ✓ 16 列以上 MSCT の区分新設・増点
 - ✓ 1.5T 以上 MRI の増点
 - ✓ 同一月 2 回目以降の CT/MRI 撮影料の減額緩和
 - ◇ デジタル撮影とアナログ撮影の区分明確化
 - ◇ デジタル映像化処理加算の完全廃止（経過措置期間終了）
 - ◇ PET、PET/CT の適用疾患拡大/共同利用率の基準緩和
 - ◇ IVR 関連手技料の増点
- 新たに保険適用された新規技術など
 - ◇ 外傷全身 CT 加算の新設
 - ◇ 嚥下造影の新設
 - ◇ 超音波検査、IVR/PCI、CAG、放射線治療関連項目の新設・変更 など

詳細については厚生労働省ホームページ「平成 22 年度診療報酬改定について」を参照されたい。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken12/index.html>